

鎌倉末・南北朝期に於ける石清水別当領庄園の 支配構造と領主制的特質

—特に末寺宇佐彌勒寺とその寺領庄園を題材にして

山内 政治

一、はじめに

平安時代末期、伊勢神宮と並ぶ「国家の宗廟」として鳥羽天皇御願文に記された山城石清水八幡宮は貞観元年（八五九）の創建以来、平安京の裏鬼門を守護する「王城鎮護」の場として朝廷、次代の政権担当者である武家、特に八幡神に氏神的に信仰を寄せていた源氏を中心に庇護を受け、その信仰を尊ぶ伝統は鎌倉（南北朝期を含む）室町時代を通じて継承されてきた。

当然、日本古代、中世史に於ける石清水八幡宮の研究は、現在まで祭祀・組織機構・経済等の分野を中心に様々な論著が蓄積されており、特に石清水八幡宮に附属する庄園は、『石清水八幡宮史』（續羣書類従完成會、一九九七年第二版）を参考に計算すると、五十二カ国・四百カ所以上になり、その大部分が石清水八幡宮の祭祀機構の上位に位置

する祠官により支配されていることが理解出来るが、その支配形態に関して明確に述べた研究は少ない。

従って、本論文ではその附属庄園の顕著になる鎌倉末・南北朝期を対象年代として、石清水祠官家の一つである善法寺家が本所権を有した豊前宇佐彌勒寺領の考察を通じて石清水八幡宮領庄園の祠官家による支配構造を、本家・領家・現地庄園という三つの視点から明確にすることを目的にしている。

二、南北朝期に於ける八幡檢校山井昇清の「尚清跡」回復運動

本章では本家側の動向として南北朝期に於ける八幡檢校山井昇清の「尚清跡」回復運動を取り上げた。山井昇清（生年不明～貞治元年〔一三六二〕）は善法寺家の系譜の人物であり、南北朝期に父通清と共に戦勝祈禱を媒介にして足利尊氏・直義・義詮に協力し、妹良子は義詮の室として三代將軍義満を生んでいる。

古来より石清水祠官が宗教儀礼等を通じて政治権力者に接近して自己の利益を獲得しようとする傾向は強いが、通清・昇清父子が足利氏に接触した目的は通清の父尚清の遺領、「尚清跡」と呼ばれる相伝庄園の回復であった。結果、父子の主張は足利將軍家を通じて朝廷に上奏され、一部庄園は押領していた国人や祠官等から父子に返却されている。しかし、系譜上では尚清の正当な後継者となりうる通清が何故「尚清跡」に執着したのであろうかという疑問が残ることになる。

三、「尚清處分状」にみる鎌倉末期の彌勒寺檢校（講師）職と所領讓与

前章の疑問に対する回答として本章では、先代の当主が所有する所職・庄園の相続を以て惣領職を相承するという祠官家（善法寺家）相続の原則を前提に、『鎌倉遺文』所収の「永仁處分帳」（永仁五（一二九六）年六月日付）・「應長處分状」（應長元（一三一一）年十二月十五日付）という尚清が作成した二通の祠官家相続に関連する文書を分析して、「永仁處分帳」では尚清が所有する所職・庄園の大部分が通清（宮一若）に讓与されていることに対し、後の「應長處分状」では弟子の康清に讓われていることを示した。

結果、尚清の後継者として不適格となった通清が「尚清跡」回復を踏み台に、善法寺家惣領職を康清系祠官から奪取しようとしたことが推察出来る。加えて、「永仁處分帳」では所職の内、善法寺家相伝の彌勒寺正八幡宮檢校職は分割され、通清が彌勒寺、康清が正八幡宮の檢校職を相続した。

そして、相続問題から本家善法寺家が分裂した鎌倉末期は、領家である宇佐彌勒寺の機構にも大きな変革が起こった時期でもあった。それは前述した二通と同時期に記された「尚清置文」（永仁五年六月日付）・「彌勒寺權別當方祇候人數定書」（元應元（一二三〇）年八月日付。いずれも『鎌倉遺文』所収）に登場する「尚名」「尚尊」等を筆頭とする石清水公文職を代々世襲した中原氏一族が彌勒寺寺務職として現地に下向したことである。（下向後の中原氏の活動は、永仁六（一二九八）年から明德二（一三九一）年まで確認出来る）。

又、本章の後半では中原氏個々の活動に関して検証すると共にこの下向の要因として、第一に鎌倉前期から見られる領家權威の衰退、第二に宇佐彌勒寺の経済的困窮、第三に「應長處分状」により当寺領庄園を貴重な経済的基盤と

した通清系善法寺家の在地支配能力の強化という点を挙げた。

四、在地支配を巡る善法寺雜掌常善と彌勒寺所司の対立

本章では南北朝期に発生した宇佐彌勒寺領豊前大野井・島原下崎庄の支配を巡る善法寺雜掌と彌勒寺所司との相論（本論では発生年代から「正平の相論」とする）を材料に現地庄園から石清水祠官家の支配を考察した。

この「相論」の発端は、南北朝期九州に於いて勢力を拡大した懷良親王が統率する征西將軍府の給人（家臣）が両庄園に対して押妨を働き、正平二十（一三六五）年十二月、庄園代官が領家宇佐彌勒寺を經由せず本家善法寺家に押妨停止を直訴したことから始まった。

給人の押妨自体は本家側から南朝政府と交渉の結果、翌二十一年四月には後村上天皇の綸旨発給で終息に傾くが、この事件を契機に善法寺家は両庄園の直接支配を意図するようになり、筑前博多の最福寺に居住する雜掌常善を本家代理人として將軍府に両庄園の給人押妨からの回復を上申している。

そして押妨問題の解決後、常善と領家彌勒寺の間で両庄園の帰属権を巡って相論が展開するのである。この訴訟合戦は紆余曲折を経て同二十二年頃まで行われることになるが、この相論では証拠文書の謀書行為・押妨給人の加担の有無が焦点になっており、相論の裁定結果を示す文書は欠如しているが、領家側が優勢に立っていたようである。

加えて、両庄園は彌勒寺に所屬する庄園でありながら、先に述べた尚清法印「處分状」の文中には「別納所」として記載されている。この「別納所」とは本家の直接支配の色彩が強い庄園を示すが、右のような本家側の行動は尚清

法印による両庄園の「別納所」設定に淵源を求めることが出来ると考えられる。

五、総括

以上、本稿の目的に従って分析を行ったわけだが、石清水祠官善法寺家による宇佐彌勒寺支配で最大の特徴として挙げられるのは、支配構造に於ける本家と領家・現地庄園の「乖離」である。この「乖離」は本家善法寺家が山城、領家宇佐彌勒寺が豊前に所在するという地理的要因から発生していることは自明の理であるが、その他にも先学が指摘しているように善法寺家の所領拡大・支配の方法が、現地の在地領主層を庄官、又は末寺末社の供僧・神官に再編成して現地を支配させ、本家自体が直接在地支配を実施する機会を持たなかったことが理由に挙げられる。加えて、鎌倉末期に起こった本家の「お家騒動」は両家・現地庄園にその権威低下を露呈したことになる。

そして石清水公文職中原氏の彌勒寺下向は、右の要因により領家を經由した遠隔地庄園支配に限界を感じた本家側（＝通清系善法寺家）の打開策として見るべきであろう。しかし、現地に派遣された中原氏は同寺留守職等に補任され、その発給文書に署名を残しているが、その一流で豊前國高家郷時枝に本願地を給付された時枝氏などは同地域の在地領主に転向し、南北朝・室町時代以来同地域に勢力を有した守護大名の大内氏に臣従している。

石清水八幡宮に於いて実務官レベルに相当する中原氏の投入による善法寺家の現地支配能力強化の試みが一定の成果を挙げないまま南北朝期に入ると、善法寺家は彌勒寺が所管する庄園に雑掌を配して直接支配を意識するようになる。その対象となったのが、尚清法印が「別納所」を設置した豊前大野井・島原下崎庄であるが、この計画は領家側

の強硬な抵抗を招き頓挫している。

以後、本家石清水祠官善法寺家と領家宇佐彌勒寺・現地庄園との支配構造上の乖離は解消されることなく、応永十年（一四〇三）八月には宇佐官・彌勒寺等の撰末社を含めた祠官・所官・所分の一揆起請により石清水・彌勒寺の本末関係は断絶する。

このように石清水祠官善法寺家の庄園支配構造を本家・領家・現地庄園という三つの視点から考察した。他の石清水祠官家や九州地方に同様な庄園を持つ諸宗寺院の支配構造との比較、支配構造の末端部に位置する在地領主層の動向など、今後追求すべき問題は数多く存在するが、本論文は今まで不明確であった石清水八幡宮領の支配構造を解明する試金石となる研究としたい。

〔参考史料〕

- 『田中家文書』・『菊大路文書』（『大日本古文書 家わけ四 石清水文書』所収）
 『永弘文書』（『大分県史料 第一部 宇佐八幡宮文書』所収）
 『石清水祠官系図』（續羣書類従本）
 竹内理三編『鎌倉遺文』（東京堂出版）
 瀬野精一郎編『南北朝遺文 九州編』（同右）
 竹内理三監修 中野幡能編『宇佐神宮史 史料編』（吉川弘文館）